

## 令和8年度 第1回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月20日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	石川 文士良	○	
	6番	会長職務代理者	青木 長男	○	
	1番	委員	千葉 博	○	
	2番	委員	高橋 禎彦	○	
	3番	委員	千葉 三智枝	○	
	4番	委員	千葉 力男	○	
	5番	委員	高橋 正洋	○	
事務局		局長	佐々木 元	○	
		次長	鈴木 麻弥	○	
		主任	小野寺 敦美	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第1号 農業委員会職員の任命について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第4号 現状変更届について

議案第1号 農地法第3条に規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第4号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：石川会長  
(13時30分開会)

- 議長 　　ただいまより、令和8年度第1回平泉町農業委員会総会を始めます。  
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び  
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
　　(なし)
- 議長 　　それでは、議事録署名人には、1番委員、2番委員の両名を指名します。会議  
書記には、事務局の鈴木次長と小野寺主任にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局説明願います。
- 佐々木局長 　　(会務報告の朗読、説明)
- 議長 　　以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局説  
明願います。
- 佐々木局長 　　(本日の議案件数等を説明)
- 議長 　　それでは、「報告第1号 農業委員会職員の任命について」、事務局説明願  
います。
- 佐々木局長 　　(報告案件の朗読、説明)
- 議長 　　人事案件ですので、質問等はいりません。  
これで、「報告第1号」を終わります。  
次に、「報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について」事務局説明  
願います。
- 小野寺主任 　　(報告案件の朗読、説明)
- 被相続人の死亡による届出3件となります。
- 議長 　　ただいまの「報告第2号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、「報告第2号」を終わります。
- 議長 　　次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、  
事務局説明願います。
- 小野寺主任 　　(報告案件の朗読、説明)
- 解約の届出1件となります。
- 議長 　　ただいまの「報告第3号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、「報告第3号」を終わります。  
続いて、「報告第4号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 鈴木次長 　　(報告案件の朗読、説明)
- 畦畔の一部及び進入口を除去して耕作の利便性を図るもの、畦畔の一部を除去  
して畑として耕作する予定の計2件となります。
- 議長 　　それでは現地調査をした委員、6番委員。

- 6 番委員 4月10日、5番委員、鈴木次長、推進委員と報告第4号の2番について現地調査を実施しました。
- 草刈り対応等されており、農地管理されておりましたので、問題ないものと考えます。
- 議長 ただいまの「報告第4号」について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、「報告第4号」を終わります。
- 議長 それでは議案審議に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。
- 小野寺主任 (提出議案の朗読、説明)
- 祖父から農業後継者である孫へ生前贈与する所有権移転となります。
- 議長 事務局の説明に関連して、現地調査を実施された委員から補足説明をお願いします。6番委員。
- 6番委員 当該農地について、4月10日、5番委員、鈴木次長、推進委員と現地調査を実施しました。田として管理されており何ら問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。「議案第1号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (なし)
- 議長 それでは採決いたします。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員、「議案第1号」は原案のとおり「許可と決定」します。
- 議長 次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、事務局説明願います。
- 鈴木次長 (提出議案の朗読、説明)
- 令和7年度12月総会において農振除外申請に伴う意見照会があったもので、今回、5条農地転用許可申請が提出されております。
- 議長 事務局の説明に関連して、現地調査を実施された委員から補足説明をお願いします。5番委員。
- 5番委員 4月10日、5番委員、鈴木次長、推進委員と現地調査を実施しました。住宅に隣接している農地に住宅を新築したいとのことです。何ら問題のないものと考えております。
- 議長 ありがとうございます。ただ今の「議案第2号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (なし)
- 議長 それでは採決いたします。「議案第2号」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員、「議案第2号」は、原案のとおり「許可相当と決定」いたします。

- 議 長 次に「議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。
- 鈴木次長 (提出議案の説明、朗読)  
20年以上、農地以外として使用されてきているものです。
- 議 長 それでは現地調査を実施された委員から補足説明をお願いします。5番委員。  
5番委員 4月10日、5番委員、鈴木次長、推進委員と現地調査を実施しました。対象農地については、20年以上農地以外として使用されており、農地法の適用を受けない土地として、何ら問題ないと思われま
- 議 長 ただいまの「議案第3号」について、発言のある方は挙手願います。  
(なし)
- 議 長 それでは採決いたします。「議案第3号」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、「議案第3号」は、原案のとおり「可と決定」いたします。
- 議 長 次に「議案第4号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、事務局説明願います。
- 鈴木次長 (提出議案の説明、朗読)  
はじめに、本日の案件についてですが、令和8年3月13日付けで町長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。  
今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。  
皆様には、事前に農業地区域からの除外に関する検討表、計画図等の資料をお配りしております。農用地利用計画の今回の変更面積については、地域から除外するものが、登記地目、畑1筆、252㎡が減となる予定でございます。  
番号1番は、事業計画者の駐車場とするための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当し、集落接続の例外規定に該当します。
- 議 長 ただいまの「議案第4号」について、発言のある方は挙手願います。  
(なし)
- 議 長 それでは採決いたします。「議案第4号」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、「議案第4号」については、原案のとおり「意見なしと決定」いたします。

これをもちまして、令和8年度第1回平泉町農業委員会総会を終わります。ご  
苦勞様でした。

(14時00分閉会)

**【議事録署名】**

議 長 会長 石 川 文士良 ⑩

署名人 1番 千 葉 博 ⑩

署名人 2番 高 橋 禎 彦 ⑩